

高松市監査委員告示第21号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年8月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	十	川	信	孝
同	春	田	敬	司

# 監査結果に基づく措置通知

(包括外部監査)

(令和4年8月31日)



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ [kansa@city.takamatsu.lg.jp](mailto:kansa@city.takamatsu.lg.jp)

## 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 平成23年度

監査テーマ 高松市のライフインフラとしての福祉

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
1	意見	所得階層により認定率に差異が生じる要因について	P109	健康福祉局	介護保険課	R4.7.27

監査実施年度 令和元年度

監査テーマ1 高松市の外国籍の方に関連する政策

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
2	意見	教育・福祉などの行政施策の組織横断的な情報共有と協力体制を構築することについて	P55	健康福祉局	国保・高齢者医療課	R4.8.4
3	意見	啓蒙活動について（国民健康保険）	P55			
4	意見	出入国在留管理局との情報交換及び不適正事案への対応を検討することについて	P56			

監査テーマ2 高松市の生き物に関連する政策（主として動物を対象とする）

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
5	指摘	補助金支出の根拠である人工授精の記録について（繁殖和牛等増産対策事業）	P109	創造都市推進局	農林水産課	R4.7.12
6	意見	独自施策の検討について（愛玩動物）	P67	健康福祉局	生活衛生課	R4.8.3
7	意見	物品貸出事務に関する適正な管理について	P75			
8	意見	動物愛護担当課による関連部署との情報共有及びホームページへの掲載方法について	P78、82、123、127	市民政策局 健康福祉局 環境局	市民やすらぎ課 生活衛生課 環境業務課	R4.8.3
9	意見	安楽死の方法を申請書に記入することについて（特定動物）	P85	健康福祉局	生活衛生課	R4.8.3
10	意見	補助事業の実施方法及び確認方法について（繁殖和牛等増産対策事業）	P109	創造都市推進局	農林水産課	R4.7.12

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成23年度／高松市のライフインフラとしての福祉	
区 分	意 見	
意見の項目	所得階層により認定率に差異が生じる要因について	
意見の内容	社会保険という性格から言えば、入口段階で所得水準により、大きな差異が生じるのは不自然と言え、所得要因が認定率に影響を与えるような運用になっていないかどうか、いないとすればいかなる要因がこうした差異を生んでいるのか、実態調査などを通じて原因を解明した上で、必要に応じた対策を講じていく必要がある。	
報告書該当 ページ	P109	
報告書への リンク	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2011222.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年7月27日
所管課等	健康福祉局 介護保険課
措置結果	<p>本件意見については、令和4年6月22日時点の介護認定状況を確認した結果、第1段階（介護保険料徴収に係る一番所得が低い段階）の約78%が80歳以上であったことから、年齢が所得と認定率に関連しているものと判断した。</p> <p>今後とも、健診結果を基に、運動習慣のない高齢者に一般介護予防事業を優先的に案内するなど、元気なうちからフレイル（加齢により心身が衰えた状態）予防を働きかけるとともに、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービス等のマネジメントを実施することで、要介護状態となる人の抑制を図っていくこととした。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の外国籍の方に関連する政策	
区 分	意 見	
意見の項目	教育・福祉などの行政施策の組織横断的な情報共有と協力体制を構築することについて	
意見の内容	<p>外国籍の住民への教育・福祉などの行政施策を、共通して対応できる組織横断的な情報共有と協力体制を構築することについて、検討することが望まれる。</p> <p>それにあたっては、在留資格に影響する可能性のある事項がないか、についても同時に検討することとし、必要に応じ地方出入国在留管理局とも情報交換することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P55	
報告書への リンク	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021301.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021301.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年8月4日
所管課等	健康福祉局 国保・高齢者医療課
措置結果	<p>本件意見については、令和4年2月に外国人対応を円滑に行うための庁内横断的な組織として、「外国人対応に係る庁内連絡会議」を設置・開催した。</p> <p>今後、在留資格に影響を及ぼす事案が発生した場合は、高松出入国在留管理局に情報提供を行うとともに、庁内で共通して対応すべきものについては、同連絡会議で検討することとした。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の外国籍の方に関連する政策	
区 分	意 見	
意見の項目	啓蒙活動について（国民健康保険）	
意見の内容	日本の、また高松市の生活への理解と共生について、受け入れる側の日本人も含めた啓蒙活動を行うことについて、検討することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P55	
報告書への リンク	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021301.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021301.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年8月4日
所 管 課 等	健康福祉局 国保・高齢者医療課
措 置 結 果	<p>本件意見については、従来から、市民にわかりやすく国民健康保険制度の内容や加入手続きなどについて伝えるため、ホームページに掲載したり、窓口にチラシを配置するなど、啓蒙活動を行っている。</p> <p>また、令和2年2月から、外国人の加入手続きに活用できるよう、英語版及び中国版の周知用チラシを窓口に配置している。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の外国籍の方に関連する政策	
区 分	意 見	
意見の項目	出入国在留管理局との情報交換及び不適正事案への対応を検討することについて	
意見の内容	<p>外国籍の者の在留資格に関し、疑義を生じる事項については、在留許可を行う機関である地方出入国在留管理局に情報提供を行う必要がある。</p> <p>また、どのような場合に、不適正事案に該当する可能性があると考えられるのか、市の事務担当者が判断できるように、地方出入国在留管理局と情報交換をした上で、個別具体的な事例を列挙し、それぞれについて、市として行うべき対応を検討することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P56	
報告書への リンク	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021301.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021301.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年8月4日
所管課等	健康福祉局 国保・高齢者医療課
措置結果	<p>本件意見については、国の「在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度の運用について」（以下、「通知制度」という。）に基づき、平成31年1月から、外国籍の国民健康保険被保険者の在留資格に関し疑義を生じる事項について、高松出入国在留管理局に情報提供を行うこととしている。</p> <p>また、本市職員が不適正事案の判断を的確に行えるよう、令和3年2月に、同管理局と通知制度の内容について情報交換を行ったほか、4年7月から、通知制度に示された対象となる支給申請及び在留資格について、チェックシート化することにより、手続きの際に確認する手順を整えた。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の生き物に関連する政策（主として動物を対象とする）	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	補助金支出の根拠である人工授精の記録について（繁殖和牛等増産対策事業）	
指 摘 の 内 容	補助金支出の根拠である人工授精記録について、1者については、事業実施回数が極めて不自然であり、かつ、事業実績金額を正確に記入したものと判断することが困難である。	
報告書該当 ペ ー ジ	P109	
報告書への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021302.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021302.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年7月12日
所 管 課 等	創造都市推進局 農林水産課
措 置 結 果	<p>本件指摘事項については、2回（1回目を失敗した場合）の人工授精を実施した場合における、一般的な発情周期（21日）とは大きく異なる人工授精の間隔の適正さについての確認が困難であることから、令和4年4月1日付けで「繁殖和牛等増産対策事業実施要領」を改正し、補助対象を「人工授精の実施回数」から「人工授精を実施した雌牛」とする見直しを図った。</p> <p>また、人工授精の実施の確認については、「その他市長が必要と認める書類」として「家畜人工授精簿（家畜改良増殖法第15条）」の添付を求めることとした。</p>



# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の生き物に関連する政策（主として動物を対象とする）	
区 分	意 見	
意見の項目	独自施策の検討について（愛玩動物）	
意見の内容	高松市を取り出してみると、県全体とは異なる傾向を示しており、高松市の状況に合わせた高松市独自の施策についても検討することが望まれる。それにあたっては、引取り数や殺処分数の少ない他の自治体の要因を分析し、参考にする施策がないかについて検討することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P67	
報告書への リンク	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021302.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021302.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年8月3日
所管課等	健康福祉局 生活衛生課
措置結果	<p>本件意見については、犬の引取り及び殺処分数が、他の中核市に比べ多い状況であることを踏まえ、引取り数は多いものの、殺処分数の少ない倉敷市や福山市等の取組を参考にするとともに、香川県動物愛護推進計画を踏まえた独自施策について検討を行った。</p> <p>その結果、飼い主に対する適正な飼い方についての啓発や、不妊去勢手術費補助事業などの従来からの取組を、動物愛護管理施策の取組に改め、ソフト及びハード面の双方から推進していくこととし、以下の事業に着手した。</p> <p>（１）保健所に収容された犬猫が殺処分とならないよう、令和元年度から、香川県との共同運営である、さぬき動物愛護センター「しっぽの森」において、更なる譲渡の促進を図ることにより、出口対策を講じた。</p> <p>（２）保健所で引き取った犬猫の保管期間を可能な限り延長することによる、元の飼い主への返還や、さぬき動物愛護センター「しっぽの森」を介した犬猫譲渡の推進のため、２年度から、犬猫一時保管施設の整備事業を実施している。</p> <p>（３）保健所に収容された若い犬猫を譲渡につなげるため、市民ボランティアに犬猫の飼育を預託するミルクボランティア事業を、３年度から登録制度化した。</p> <p>（４）保健所に収容される犬猫を減少させるため、飼い主のいない猫の不妊去勢手術支援事業を、３年度から実施し、入口対策を講じた。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の生き物に関連する政策（主として動物を対象とする）	
区 分	意 見	
意見の項目	物品貸出事務に関する適正な管理について	
意見の内容	物品の貸し出しを行う際には、手続上必要な書類と管理書類の間で、常に整合するよう管理することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P75	
報告書への リンク	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021302.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021302.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年8月3日
所管課等	健康福祉局 生活衛生課
措置結果	本件意見については、令和3年4月から、手続に必要な書類と管理書類について、同じキャビネットに保管することとし、借用申請書と貸出簿の整合を行った上で、物品を貸し出し、管理することに改めた。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の生き物に関連する政策（主として動物を対象とする）	
区 分	意 見	
意見の項目	動物愛護担当課による関連部署との情報共有及びホームページへの掲載方法について	
意見の内容	動物愛護及び狂犬病予防に関する事務について、高松市の関連部署とも情報共有して事務を行うことが望まれる。 市民に対しては、他部署で行う事務に関する事項についても、動物愛護担当課の管理するホームページに、まとめて掲載することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P78、82、123、127	
報告書への リンク	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021302.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021302.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年8月3日
所 管 課 等	市民政策局市民やすらぎ課 健康福祉局生活衛生課 環境局環境業務課
措 置 結 果	<p>本件意見については、ペットが迷子になった場合の対処方法を、本市動物情報サイト「わんにゃん高松」のホームページに掲載しているが、令和4年3月から、市道上の動物の死体回収については、環境業務課を問い合わせ先として掲載するとともに、動物の火葬については、市民やすらぎ課が所管する火葬場「やすらぎ苑」を案内している。</p> <p>また、環境省、厚生労働省の関連情報も掲載するほか、迷い犬・迷い猫情報について、さぬき動物愛護センター「しっぽの森」や県生活衛生課、県警察等の関係機関と情報共有し、適正に事務処理を行っている。</p> <p>なお、飼い主の住所や氏名等の情報が登録されたマイクロチップが装着された動物の死体について、令和4年6月から、生活衛生課と環境業務課で情報共有を行っている。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の生き物に関連する政策（主として動物を対象とする）	
区 分	意 見	
意見の項目	安楽死の方法を申請書に記入することについて（特定動物）	
意見の内容	特定動物を飼えなくなった場合の安楽死の方法について、申請書に具体的に記入させることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P85	
報告書への リンク	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021302.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021302.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年8月3日
所管課等	健康福祉局 生活衛生課
措置結果	<p>本件意見については、令和2年3月から、飼い主が特定動物の飼養又は保管が困難になった場合の対処方法について、安楽死の具体的な方法を申請書に記載することとした。</p> <p>ただし、安楽死の方法は、個別具体の状況により変更となる場合があることから、申請書の記載内容を補完するため、飼い主に対し口頭においても特定動物が飼えなくなると想定される状況を確認するとともに、特定動物の飼養保管の責任について、理解を求めていくこととした。</p> <p>なお、同年6月1日施行の「動物愛護管理法の一部を改正する法律」により、特定動物の愛玩目的の飼養保管が禁止されたため、本件意見以降、新たな許可の申請はない。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の生き物に関連する政策（主として動物を対象とする）	
区 分	意 見	
意見の項目	補助事業の実施方法及び確認方法について（繁殖和牛等増産対策事業）	
意見の内容	補助事業の実施方法及び確認方法について、再検討することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P109	
報告書への リンク	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021302.pdf">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho02021302.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年7月12日
所管課等	創造都市推進局 農林水産課
措置結果	<p>本件意見については、2回（1回目を失敗した場合）の人工授精を実施した場合における、一般的な発情周期（21日）とは大きく異なる人工授精の間隔の適正さについての確認が困難であることから、令和4年4月1日付けで「繁殖和牛等増産対策事業実施要領」を改正し、補助対象を「人工授精の実施回数」から「人工授精を実施した雌牛」とする見直しを図った。</p> <p>また、人工授精の実施の確認については、「その他市長が必要と認める書類」として「家畜人工授精簿（家畜改良増殖法第15条）」の添付を求めることとした。</p>